

第1条【ポイントサービス】

JRタワースクエアポイントカード（以下「ポイントカード」）に付与されるポイントは札幌駅総合開発株式会社（以下「当社」）が提供を行っているポイントサービス（以下「ポイント」）です。会員に対して本規約に定めるポイントを付与いたします。

第2条【会員の資格】

- （１）会員とは、JRタワースクエアポイントカード会員規約を承知の上、ポイントカードの入会申込みをされ、所定の手続きを完了された方をいいます。
- （２）お申込みのお客様は、19歳以下の中学生または高校生の方に限らせていただきます。

第3条【会員カードの発行およびポイントの付与】

- （１）JRタワースクエアカードサービスカウンター（以下「カードサービスカウンター」）にて、入会申込書に必要事項をご記入のうえお申込みをいただき、入会申込みと同時にポイントカードを発行いたします。
- （２）本ポイントカードは現金、各種商品券および電子マネーやQR決済でご利用いただくと、ポイントを付与いたします。
- （３）会員は、ポイントカード裏面に自署し保持するものとします。
- （４）ポイントカードは、他人に譲渡または貸与することはできません。

第4条【カードの有効期限】

ポイントカードの有効期限は、「満19歳の3月末日」となり、同日をもって保有するポイントは消滅するものとします。

第5条【会費】

入会金・年会費は無料です。

第6条【ポイントカードの利用】

- （１）会員がJRタワー内の店舗（ポイント対象外の店舗・施設＊を除く）をご利用の際、代金のお支払い前に会員ご本人のポイントカードをご提示いただきますと、当社所定のポイントを付与いたします。
 - ①現金でご利用いただきますと、お買上金額110円（税込）につき1ポイントを付与いたします。なお、110円に満たない端数金額は切り捨てさせていただきます。
 - ②各種商品券および電子マネーやQR決済（＊）でご利用の場合、お買上げ金額110円（税込）につき1ポイントを付与いたします。なお、110円に満たない端数金額は切り捨てさせていただきます。
 - ③各種チケット・商品券・クーポン券・テレホンカード等の購入、送料、お直し代、駐車料金のお支払い、納税・公共料金の収納代行などについてはポイント付与対象外となります。

＊「ポイント対象外の店舗・施設」、「ポイント対象となる電子マネーやQR決済サービスの種類」についてはJRタワーホームページ等にて確認いただけます。

第7条【ポイント有効期間】

- （１）ポイントの有効期間は、ポイントが付与された日の属する月から翌々年の同月末日までとします。
- （２）本条第1項に定めるポイントの有効期間内にご利用されなかったポイントは消滅するものとします。
- （３）複数枚のカードのポイントを合算することはできません。
- （４）2027年2月17日時点で保有するポイントは、ポイントシステム移行措置により、有効期間を延長して2029年2月末日に消滅するものとします。

第8条【ポイントの利用】

保有するポイントは、第7条第1項に定める有効期間内に1ポイント1円から、JRタワー内の対象ショップでお会計時にご利用いただくことができます。

第9条【ポイントのご利用制限】

- （１）ポイントはギフト券類のご購入にはご利用できません。
- （２）ポイントは第7条第1項に定める有効期間が経過し失効した場合、ご利用いただくことはできません。
- （３）カードの紛失・盗難等に伴い、第三者がポイントを不正に利用した場合、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、これにより減算されたポイントについて当社は責任を負いません。

第10条【返品時のポイント処理】

- （１）会員は、商品を返品される場合もポイントカードを提示するものとします。
- （２）商品を返品された場合は、既に付与されたポイントは減算いたします。
- （３）ポイントの利用後に返品され、ポイント残高不足で減算ができない場合は、相当額の返金をご請求させていただく場合がございます。

第11条【届け出事項の変更手続き】

会員は、住所、氏名、電話番号等の届け出事項に変更が生じた場合は、速やかにカードサービスカウンターで変更手続きを行うものとします。

第12条【ポイントカードの紛失、盗難】

ポイントカードの紛失、盗難、破損等の場合は、速やかにカードサービスカウンターに申し出て再発行手続きを行うものとします。なお、再発行には、学生証等ご本人確認ができる書類の提示が必要となります。

第13条【会員資格の喪失およびポイントの消滅】

会員は、次に挙げる事由に該当したときは会員資格を失い、ポイントカードは無効となり保有するポイントも消滅するものとします。

- (1) 本規約に違反したと判断された場合
- (2) 入会申込書に虚偽の記述が認められた場合
- (3) 商品を返品する際に、カードを故意に提示しないと認められた場合
- (4) 満19歳の3月末日を経過した場合
- (5) その他会員として不適切な行為があった場合、又は当社が会員として不適切と判断した場合

第14条【脱会】

会員はいつでも脱会できるものとし、脱会に際してはカードサービスカウンターでポイントカード返却等の脱会手続きを行なうものとします。なお、脱会時には積立てられたポイントは全て消滅します。

第15条【ダイレクトメール等の送付】

JRタワーから会員へ広告等の印刷物を送付することがございますので、予めご了承ください。

第16条【規約の変更等】

- (1) 当社は、法令に定める範囲で、会員規約を変更できるものとします。当該変更は、あらかじめJRタワーホームページ等で告知するものとします。
なお、会員規約の変更について告知した後、以下のいずれかに該当する場合、会員は、変更内容を承認したものとみなすものとします。
 - ①会員が、第6条または第8条の定めに基づき、JRタワースクエアカードのポイントサービスを利用した場合
 - ②変更の告知から60日以内に退会の申し出がなかった場合
- (2) 会員規約の変更後は、変更後の内容のみ有効となります。

改訂 2027年2月18日